

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第7号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第4号中「第10号」の次に「ならびに次項の表第5号および第6号」を加え、同条第2項の表第5号および第6号中「（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1の年度における勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）」を削る。

第15条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第16条第1項中「、かつ」を「あるものであって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削り、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。